							令和	年	月	目
保	護	者	様							
	年 _		組	氏名		_さん				
							新潟県立新	「潟県央」	C業高等	学校長

出席停止のお知らせ

お子さんの病気は、学校保健法に示す基準により、その他の生徒にうつるおそれのある期間は登校できないことになっております。必ず医師の診察および治療を受け、下記の「登校許可証明書」をもらってから登校させてください。

なお、他の生徒にうつすおそれのある期間は、出席停止となり欠席扱いにはなりません。

主な学校感染症

病 名	出席停止の期間							
1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで							
	※インフルエンザは「療養解除届け (インフルエンザ用)」をだしてください。							
2 百 日 咳	特有の咳が消失するまで							
3 麻 疹	解熱した後3日を経過するまで							
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過するまで							
5 風 疹	発疹が消失するまで							
6 水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで							
7 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで							
8 その他								
()								

									切り取ら	っないでく	ださい。
			• • •	•登 7	饺 許 〒	丁 証	明	書・・・・			
声 名	:							_			
出席停止期間	:	月	日	~	月	F	3	_			
上記の病気は	、他の	生徒にう	つるおそ	れがた	いと認め	られま	きすの	で、登校して	てもさして	つかえあり	ません。
令和年		月	_日								
					医療	医療機関名					
					医部	币名					